

東大阪市 第5期 地域福祉計画

すべての人が
地域で個性を
尊重しあい、
支えあい、



共に生きる
安心と活力の
福祉コミュニティ
の実現



東大阪市

はじめに

少子高齢化や人口減少、世帯構造の変化など地域を取り巻く環境の変化により、住民相互の連帯感は希薄化し、人々の暮らしの中において地域とのつながりのない「社会的孤立」などが問題となっています。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しています。



このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

本市におきましても、第4期地域福祉計画の基本理念である、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現」を継承しつつ、法制度の見直しや、国・府の動向を踏まえ、新たな地域福祉の方向性を示す「東大阪市第5期地域福祉計画」を策定しました。

今後、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会とさらなる連携を図り、本計画の取り組みを進めてまいります。地域住民の方や民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域福祉の担い手の皆さま、日頃から福祉に携わっている事業者・団体の皆さまにおかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉計画策定懇話会の委員の皆さま、アンケート調査や地域懇談会などにご協力いただきました関係機関、市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

平成31年3月

東大阪市長 野田義和

東大阪市第5期地域福祉計画の策定にあたって

この度、東大阪市第5期地域福祉計画(以下、本計画)が、地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会及び、関係諸機関のご協力をえて、無事策定を終えることができました。

この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現」という第2期計画からの基本理念を継承しながら、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、5年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

1. 地域共生社会実現をめざして

従来の福祉サービスは、高齢者・障害者・子ども等といった対象別に福祉サービスを行ってきました。しかし、少子高齢化・人口減少化の進行に加え、従来の分野別の施策・サービス提供では解決できない複合的かつ深刻な問題が顕在化しています。

平成28年7月15日に「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」に向けて、いわゆる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部構想が打ち出されて2年が経過しました。この構想は、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ(ケアリング・コミュニティ)の構築を目指すこと。と同時に、今まで行政や社会福祉施設・機関等専門機関が、障害者・高齢者・児童等・公的扶助等の縦割り・対象別で対応してきたものを改め、多職種連携によるワンストップ型・連携強化型サービスへの転換を目指すものです。

換言すれば、“我が事”とは、地域住民が様々な地域福祉課題を他人事と考えず、今我々にできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」であり、“丸ごと”とは、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないための「行政や社会福祉施設・機関等専門機関の真摯な覚悟」であると言えます。

まさに、“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現を目指すためには、今まで従来の高齢者・障害者・児童と言った分野別・縦割りの福祉施策を改め、ワンストップ・連携強化型の多職種連携・地域協働システムの構築を、東大阪市全体の取組として公民協働で取り組んでいくことが必要不可欠です。

2. 社会福祉法の改正

「社会福祉法等の一部を改正する法律」が、平成28年3月31日に公布され、「社会福祉法人における経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」といった社会福祉法人制度改革や、福祉人材の確保の促進に関する事項が改正されました。また、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年4月に改正された社会福祉法(以下、改正法)については、以下の3点が大きな特徴です。

- (1) 改正法第4条2項で新しく「地域生活課題」について提起された点。
- (2) 改正法第6条2項、第106条の3で、
「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が明記された点。
- (3) 改正法第107条で地域福祉計画が、努力義務規定となった点。

(1) 改正法第4条2項で規定された「地域生活課題」とは

- ①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- ②福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯の地域社会からの孤立の課題
(社会的孤立への対応)
- ③福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、
あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題

福祉、介護、介護予防、保健医療だけでなく、教育や就労にまで枠組みを広げたことが特徴的です。

(2) 改正法第6条2項で、

「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が明記された点。

改正法第6条2項では、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」と明記されました。

これは、今までの社会福祉法が「地域住民と社会福祉を生業とする者（社会福祉専門職）と、地域福祉に関する活動を行う者」の三者関係で規定されていたものに、改正社会福祉法では「国及び地方公共団体」が加わり「三者関係から四者関係」への転換を意味しています。

本計画では、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないために、基本目標に関連する項目を、本計画を主担した福祉企画課だけでなく関係部署の連携・協議のもとで作成しました。

また、これらの具現化のために、地域福祉の推進の中間支援機関として東大阪市社会福祉協議会を位置づけ、「地域福祉活動計画」との一体的な計画策定に努めました。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、東大阪市の地域福祉の推進に寄与できるよう努めたいと思います。

東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

会長 新崎国広

もくじ

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画策定体制	5
4 計画の期間	5
第2章 地域福祉を取り巻く東大阪市の現状	
1 統計からみる市の現状	6
2 第4期地域福祉計画の主な進捗状況	18
3 アンケート調査からみた現状と課題	22
4 地域懇談会からみる課題と今後の取り組み	40
5 東大阪市の地域福祉をめぐる主な課題と方向性	43
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	44
2 基本目標	45
3 第5期地域福祉計画の体系	47
4 第5期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ	48

第2部 各論

第4章 つくろう！福祉のこころと集える場	
1 地域福祉意識の向上	51
2 多世代が集う場づくり	55
3 ボランティア・NPOなどの活性化	59
第5章 ひろげよう！福祉活動とネットワーク	
1 地域福祉活動の拡大と浸透	63
2 地域福祉ネットワークの強化	70
第6章 まもろう！地域力による防災と防犯	
1 災害に強い福祉のまちづくり	73
2 安全・安心な福祉のまちづくり	78
第7章 ささえよう！地域生活と福祉ニーズ	
1 包括的な相談支援体制の整備	87
2 適正な福祉サービスと情報の提供	93
3 隙間のない支援体制づくり	96
4 成年後見制度の利用促進	102
第8章 計画の推進体制	
1 地域福祉ネットワーク形成による計画の推進	109
2 計画の実効性の確保	111

資料編

1 「社会福祉法」からの一部抜粋	113
2 東大阪市社会福祉審議会条例	115
3 東大阪市社会福祉審議会規則	117
4 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱	119
5 東大阪市第5期地域福祉計画策定懇話会設置要綱	120
6 委員名簿	121
7 計画策定経過	123
8 用語解説	124

コラム一覧

●知っていますか？ ～ ヘルプマーク・ヘルプカード	54
●妊産婦にやさしい環境づくりを ～ マタニティマーク	54
●切れ目ない支援をめざして ～ 東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」	57
●子どもの居場所が広がるように ～ 子ども食堂・学習支援	58
●「顔の見える関係づくり」をめざして ～ 地域福祉ネットワーク推進会議	72
●地域の身近な福祉の相談窓口 ～ いきいきネット相談支援センター	72
●災害時に地域で助けあうために ～ 災害ボランティアセンター	77
●詐欺被害を防ぐために ～ 振り込め詐欺等被害防止機器	81
●認知症の方を地域で見守るために ～ SOS オレンジネットワーク（認知症高齢者見守りネット）	82
●犯罪被害ゼロをめざして ～ 安まちメール	82
●高齢者の身近な相談窓口 ～ 地域包括支援センター	91
●障害者の身近な相談窓口 ～ 基幹相談支援センター・委託相談支援センター	91
●妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口 ～ 子育て世代包括支援センター	92
●生活に不安を感じたときはご相談ください ～ 生活さいけん相談室	100
●住み慣れた地域で安心して暮らすために ～ 認知症初期集中支援チーム「東大阪市オレンジチーム」	101

※計画における元号の表記について、平成31年5月で改元されますが、
計画策定時点では元号が未定ですので平成で表記しています。